

第 1 3 回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (木村委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 1 7 号議案「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 渡部先生ですが、専門はどういうことをされている方ですか。

青少年愛護センター所長) 専門は特別支援の関係と、人間発達や社会学を専攻されている方でございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

<第 1 7 号議案採決。結果、可決 (出席委員全員賛成)>

教 育 長) 次に、第 1 8 号議案「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

新井野先生が御退任されたということで、先ほどの議案で議決した部分と本議案はリンクしているということですね。

青少年愛護センター所長) その通りです。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第18号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ここでお諮りいたします。第19号議案、第20号議案および報告第12号から報告第14号ですが、市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

教 育 長) 第19号議案「芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場、東浜公園、西浜公園及び芦屋中央公園有料公園施設指定管理者の候補者の選定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

- 教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 越 野 委 員) 来年度から指定管理者が S & N スポーツマネジメント芦屋
に変わるということですが、青少年センターや川西運動場など
の予約の仕方はこれまでと変わらないでしょうか。
- スポーツ推進課長) 予約システム等を使っておりますので変更はございません。
- 小 石 委 員) 00-26 のページで、中央公園の駐車場について、これ
までは月に 68 万円を常に渡していたということなのでしょう
か。来年度からは定額収入ではなくなると書いてあるのですが、
どういうことでしょうか。
- スポーツ推進課長) 駐車場は、現在タイムズに委託契約をしておりますが、契
約の中で収入をいただいておりますが、新たな指定管理者が
再度タイムズと契約をし直していただくことになります。
- 小 石 委 員) では芦屋市は関知しないということですか。
- スポーツ推進課長) 直接管理はいたしません。
- 小 石 委 員) 駐車場の管理も指定管理者が行うということですか。
- スポーツ推進課長) 駐車場の管理は指定管理者が基本的に行い、タイムズと契
約を結ぶという流れとなっております。
- 越 野 委 員) 00-136 ページの項番の 2 番に「スポーツクラブフェ
スティバルを年 1 回企画します」とあるのですが、現在、市民
スポーツフェスタが J R 芦屋駅北側のペDESTリアンデッキで
されていると思うのですが、それに代わるものとして、これを
企画されるということなのではないでしょうか。
- スポーツ推進課長) J R 芦屋駅北側で行われているスポーツ市民フェスタはス
ポーツ推進委員に行っていただいております。ここに提案として記載されているものは指定管理者の施設を

使って、そういうことをしたいという提案でございますので、別物ということになります。

越 野 委 員) ここに、スポーツクラブ 2 1 と連携してというふうに書いてありますのでお尋ねしました。

スポーツ推進課長) それは、また別のもので提案されていると思います。

越 野 委 員) では、市民スポーツフェスタはこれまでどおりされるということですね。

スポーツ推進課長) そうです。

教 育 長) これは、3 者とも芦屋市から指定管理料をもらわなくても運営できますというものではないですね。

スポーツ推進課長) 体育館等の施設は指定管理料を取らないと、なかなか経営が難しいかと思えます。

教 育 長) 自主事業で収入をどんどん取っていくことは難しいですかね。

スポーツ推進課長) 体育館のアリーナ自体が 9 0 % 以上の利用率でやっていますので、これ以上自主事業を多くするのは難しいと思えます。屋外と青少年センター部分については活用は可能かと思えますが、指定管理料がゼロになるまでは、なかなか難しいかと思えます。

教 育 長) 指定管理料を取らずに運営していこうとすると、市民のかたに使っていただく金額を値上げするなどしないといけないので難しいということですね。

管 理 部 長) 施設の利用料金は市が決めるのではないですか。

スポーツ推進課長) 施設の利用料は条例で定められておりますので、それは逸脱することはできません。

管 理 部 長) 勝手に上げられないということですね。

教 育 長) 市が利用料を決めているため、収益を上げようとして、例えば今まで500円だったものを1,000円に変えることはできません。現在の利用状況として、90%の稼働率となっていますので収入はおのずと決まってくるということですね。

スポーツ推進課長) 自主事業で活動していただくことは可能ですが、一般的な本来事業としての体育館の利用料も条例で定まっておりますので、それ以上の金額を取ることは不可能です。

小 石 委 員) ですから、料金的には半分は市の事業のような形になっているわけですね。

スポーツ推進課長) 料金的にはそうです。

木 村 委 員) 次の議案であるプールの指定管理料についてはほとんど要らないということになっており、具体的にどのように違うのかという部分を簡潔に言っていただけるとよいのですが。海浜公園プールでは指定管理料をあまり出さなくてもいいのですが、体育館等の方ではそれなりのお金を払わなければいけないという部分の違いはどうなっているのでしょうか。

スポーツ推進課長) 体育館・青少年センター・屋外施設は、金額はもう決まっております、自主事業としての収入は、大幅に見込めません。プールについては遊泳プールが基本で、夏は大人400円、子ども200円で泳げます。プールの場合は、レーンを分けることで、夏場だけ、外は遊泳プールにして、屋内を年中通して自主事業することができますので、レーンを分けて、例えば2レーンは市民のかたに遊泳として自由に使っていただき、残りの4レーンにつきましては自由に自主事業をしてくださ

いという形でやっていただくことにより、収益として一定見込めることとなります。

体育館の場合は、金額はそれぞれの利用料金決まっておりますので、自主事業ではなくなるわけなのです。

木村委員) プール1人400円は割と高目で、体育館を利用する場合は、1人あたりに換算すると大分低目の金額になるのですか。

スポーツ推進課長) 1人で体育館を使われることはありませんので、かなり低額になります。

木村委員) 団体で使われますね。

スポーツ推進課長) はい。そのことを考えますとプールと比較するとかなり安いということになります。

木村委員) 施設による収入という面では、やはりそこで低額になるということですね。

スポーツ推進課長) 体育館とか屋外施設は、自分たちで運営する中で収益を上げてやっていくのは、なかなか難しいということになります。

越野委員) 自主事業案の中に、カルチャーの短期教室や、屋外でもテニスやサッカーなどのいろいろな教室をされるとありますので、そこでもうけは出るのかなと思いますが。

スポーツ推進課長) そこでもうけは取られるかと思いますが、市内に体育施設がそれほど多いわけではありませんので、屋外やアリーナはスポーツをされる方が殺到します。空いているところは屋外の一部青少年ルームや、体育館の中でも会議室などの活用は可能かと思いますが、そこで自主事業をしても殺到することも考えにくく、なかなか自主運営まで至らないのが現状でございます。

越 野 委 員) 00-146 ページにもトレーニング室での無料プログラムがたくさん載っているのですが、これは全くの無料なのか。

スポーツ推進課長) インストラクターが通常利用以外で無料のプログラムをつくったりします。この施設に限らず、例えば無料開放デーを設けるなどして、通常利用の利用者の集客を上げるために無料にするわけです。ですから、ジムを利用する場合などはお金を払っていただく形にはなると思います。

これについては、事業者の提案の中でどういう形の中身にするかによりますので、利用料をもらうことは可能ですが、指定管理者の損益に影響しますので、無料にすることは全然構わないのですが、有料としても問題ないので、この辺りは今後、指定管理者と詰めるような形になります。

越 野 委 員) 今もトレーニング室でこの提案と同じようなプログラムで、いろいろ体操とかやられていると思うのですが、内容が全く変わってしまうかもしれないのですか。

スポーツ推進課長) ジムの中身は変わらないと思います。

越 野 委 員) 設備ではなくてプログラムは変わらないのですかね。

スポーツ推進課長) プログラム的には特徴があるかと思いますが、若干変わるかと思いますが。ただ、今までのお客さんもいらっしゃいますので、指定管理者もそのことを踏まえて、似た形でされるかとは思いますが。

越 野 委 員) 気に入って、ずっと行かれている方もいらっしゃるようですので。

スポーツ推進課長) そうですね、続けておられる方もいらっしゃいますね。

小石委員) 指定管理料についてですが、これまでの5年間と、今回の候補者が示している2億何千万円という金額は大体同じぐらいですか。

スポーツ推進課長) あまり変わりません。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第19号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第20号議案「海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設指定管理者の候補者の選定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

それぞれの指定管理の場所によって、採点の基準点というか項目もおのずと変わってくるということですね。

越野委員) 基本的なところかと思いますが、ブルーシー・アンド・グリーンランド財団という名前がよく出てきていたのですが、これはどのような団体ですか。

スポーツ推進課長) ブルーシーは青い海、グリーンランドは緑の土地という財団でして、スポーツを振興する財団の1つです。海浜公園プールが震災で被災したときにお金を出していただき、温水プールなどをつくっていただいた財団で、それを市に寄附していただ

いた経緯がございます。芦屋は、全国的には集客率もかなり多く、特Aの評価をいつもいただいております、市長も東京で表彰されていると思います。B & Gにおいては、昔は修繕費を出していただいたこともございまして、B & Gの考え方をもとに、市の考えとともにスポーツの振興を行っているところでございます。

教 育 長) 全国的に海洋スポーツを振興している財団で、今、課長が申し上げたように、震災のときに芦屋市がその支援を受けてプールも建て直しました。

木 村 委 員) セントラルスポーツが、管理運営費を非常に抑えられていることで点数が高くなっており、管理運営費の計算書が出てはいるのですが、他の候補者と書式が違っていたりするため、すぐにはわからないのですが、結局どのようにして、管理運営費を捻出するために、セントラルスポーツは工夫されているのでしょうか。

スポーツ推進課長) 先ほどからも、もうけるところが自主事業だとお伝えしてきたのですが、今まで所管課としても盲点といいますか、朝日ヶ丘プールにおいては、午前中は水練学校や幼稚園・学校が使うというイメージがありまして、自主事業はできないというイメージを持っていたのですが、ずっとではありませんが自主事業もやろうという意図があるようです。土日は遊泳プール自体が忙しいですので難しいですが、平日は、自主事業も考えているようで、その辺りで利益も捻出し、海浜公園の温水プールも活用しながらという形で考えているようです。またJR芦屋にセントラルスポーツのジムもございまして、そこと連携しながら

らということも、どうも考えているようです。その辺りも踏まえて、利益を捻出した形で修繕積立金を市に上げるということを考えているようです。

木村委員) そうすると、自主事業の売上額が他者よりも多く見込んでいるということですかね。人件費はかなり削っているのですか、それとも、他者とあまり変わらないのでしょうか。私も確認しようとしたのですが、書式が違うこともあり簡単に計算ができず、よくわかりませんでした。

スポーツ推進課長) そんなに大差ないと思います。今回は、有資格者等に関する要望等も入れており、質の担保も図っているところであり、金額的には決して最低賃金に近いということにはございません。

木村委員) わかりました。

教育長) 生命にかかわる安全・安心という観点から、当たり前の話ですが、仕様書において人の配置や体制についてきちんとカバーしているということですね。

スポーツ推進課長) はい。

小石委員) こういうものは、よその指定管理の中でも、このような条件で指定管理を行っているものでしょうか。芦屋独特のものがあるとかそういうわけではなく、大体同じような条件で、どの自治体も指定管理をしていると考えていいですか。

スポーツ推進課長) 委員のおっしゃるとおり、指定管理は大体同じような形になると思います。市の施設になりますので、安心・安全であることは基本ですが、今回、所管課が懸念していましたのは、朝日ヶ丘プールは屋外のみで、夏場しかないものですから、そこが足かせになり指定管理料が増え、応募が少ないのではないかと

という懸念はございました。

ただ、今回の候補者は他市でも何市かはされているようですし、今回一緒にあわせてやることによって、経費節減や、同じ研修とか、同一的なサービスを目指してできますので、そこら辺の利点もございますので、今回はよかったなと思っております。

小石委員) そういう意味では、こういうふうにしてやって成り立つという自信は持ってやっておられるわけですね。

木村委員) 朝日ヶ丘プールでの自主事業を活用することが、ほかの法人は目をつけていませんでしたが、今回の候補者だけうまく目をつけてやろうとしています。ただ、指定管理料以外の採点項目ではおそらく他の2者に負けていますが、その部分の評価が高かったので、こういう結果になっていると思います。

その自主事業のあり方が今後示されていくことになるので、今後はそれが1つのモデルケースになり、4年後、5年後の選定替えの際には、次の仕様書のベースとなり、またそこで競争してもらって、さらによいものになっていくものと思いますので、そのあたりに注目していくことが必要だと思います。

スポーツ推進課長) はい。

小石委員) 今までと違うところが運営していくことになると思いますので、やはりきちんとしたチェックを慎重にさせていただきたいと思います。それで、きちんとできているかどうかを踏まえて、次に選定する際の参考にしていただきたいと思います。

スポーツ推進課長) 委員のおっしゃるとおり、実際のところお金がもらえとは思っていなかったものですから、所管課としては、毎月の定

例会の中でもきちんとチェックしながら進めていきたいと考えております。

越 野 委 員) 朝日ヶ丘プールで自主事業が進められていくのは、すごくいいことだなと思います。朝日ヶ丘プールでは水練学校が大変人気があり、水練学校は引き続きやっていただけるということだったと思うのですが、133ページに「水練の時間を見直し」とあり、「水練学校の5日間集中短期水泳教室で」云々があるのですが、これは水練学校の時間が減ることがあるということでしょうか。

スポーツ推進課長) 所管課としましても、少し懸念と言いますか、水練学校がなくなるような形にされては困りますので、市民の方にも人気がありますし、残したいということで、仕様書にも募集要項にもきちんと書かせていただいているところです。

それにつきましてはセントラルスポーツにも確認いたしまして、水練学校は水練学校できちっとやっていただき、その上で短期水泳講座もやりますよということです。ただ、それは水練学校以外でやる形を考えておられるとお聞きし安心しているところです。これも今後チェックしていくつもりです。

越 野 委 員) では、期間や時間帯が短くなったりということはないのですかね。

スポーツ推進課長) 期間につきましては、水練学校がまずどれだけやるかを決められてから協議されます。今より極端に減ったりすることはないかとは思いますが。

教 育 長) 今、水練学校はいつからいつまでの期間で、時間は何時から何時までやっていますか。

スポーツ推進課長) 現在、大体22日間で時間は午前9時半から11時過ぎまでやっておられます。

教 育 長) 午後はフリーに普通のプールとして貸していますね。ですから、そういうところは使えるということですね。

スポーツ推進課長) そうです。

教 育 長) 管理者としては自由に自主事業が組めるということですか。

スポーツ推進課長) 空いているときは使えます。

教 育 長) そこで収入が入るということですね。今の水練学校も、午後の分は収入を得ているということですね。

スポーツ推進課長) ただ、昼からは遊泳プールで開放されていたので、レーンを分けるなどしての自主事業等はありませんでした。

教 育 長) それでは、収益は上がっていなかったということですか。

スポーツ推進課長) 本来事業としての遊泳プールでの収益は上がっていましたが、それ以外の自主事業をしておりませんでした。

教 育 長) 今、越野委員が心配されているように伝統ある水練学校がなくなるのではないかとか、極端に実施期間や時間が短くなるのではないかとすることは心配ないということですね。

スポーツ推進課長) 水練学校とお話ししましたが、質的に落とすようなことは全く考えていませんが、日数については現在の22日間から1日、2日減らすような思案はされているとは聞いております。

教 育 長) また、従来どおり朝日ヶ丘小学校や朝日ヶ丘幼稚園にも使ってもらいますよね。

スポーツ推進課長) それは当然です。

小 石 委 員) とても立派な50メートルプールで競技に使えますね。

スポーツ推進課長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

今、委員から御指摘があったように、指定管理者が代わることなので、最初からきちんと申し伝えることは申し伝え、また、担当課は忙しいかとは思いますが、現場に足を運んでチェックだけをお願いしたいと思います。とりわけ初年度については、気をつけてもらいたいということだけをくれぐれもお願いします。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第20号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて日程第2、報告第12号「芦屋市スポーツ推進実施計画（後期）素案について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

多岐にわたって書かれていますが、芦屋市が出すマニフェストとして、5年間で進めていくスポーツ施策です。

教 育 長) 自分たちで書いているにもかかわらず、できていないと指摘を受けることはいかかなものかと思います。ミュージアム機能とありますが、これはどこを意味しているのですか。

スポーツ推進課長) 例えば、体育館の2階などで飾っているような形のものです。今は小さい形ですが、スポーツのトロフィーなども飾れて、今

後、もう少し大きくというか、目立つというか、PRできるような形でもっと飾ればと思っております。

教 育 長) わかりました。

木 村 委 員) 目標を立てて、評価をしてとPDCAサイクルで回していくことが必要ですね。今の前期計画は来年3月末までの期間ですね。終わっていないので評価も、今の時点では難しいのかもしれないませんが、これは何か評価されることになるのでしょうか。

スポーツ推進課長) 毎年スポーツ審議会で項目ごとに評価をさせていただいております。ただ、なかなかできることとできないことが実際ございます。その辺りは次に持ち越すものもあれば、充実させるとか拡大するとか、いろいろ計画で検討しているところです。

木 村 委 員) ある程度、年度ごとにやっているところで、達成率とか達成できなかったかどうかといったことを踏まえてあまり大きな目標を立ててしまい、結局達成できなかったら格好悪いですよ。そこが後期の部分にフィードバックされているのかなというところが少し、見えないところがあるので気になります。

小 石 委 員) 何気なく眺めているだけでは、こういうものがひしひしとあまり伝わってきませんが、周りが盛り上がっていくと、自分で何かやりたくなるなという雰囲気生まれ、自分で積極的にどこかにアプローチして、本を見るとかホームページを見るとかすると、こんなことをやっているのだなと思って進めていくことができるかと思います。その雰囲気みたいなものをどのように作っていけばいいのか、このことに限らず私の中で課題だと思っております。

スポーツ推進課長) 実は所管課でも課題と感じています。会議の中でも、みんな

ながわくわくするようなイベントが何かできないかといった意見がいつも出てくるのですね。多くの方が参加できて、楽しめるようなレクリエーション的なものやっけていきたいといった、いろいろな意見は出るのですが、所管課としてもなかなか難しい課題であると感じているところです。みんなが面白そうとわくわくしてちょっと顔を出してみようかなと思えるような企画やイベントをしたいと思うのですが、なかなか難しいのが本音です。

委員のおっしゃるとおり、皆さんがわくわくして参加したいと思えるようなものを目指しているところです。

小石委員) この間、社会教育委員との懇談会の際にも話したのですが、スポーツ交流会の際に年配の女性と会話していたのですが、総合公園は週末にサッカーやラグビーなどいろいろなスポーツで利用されているようですが、ウィークデーは比較的空いておりもっとうまくあそこを使う方法はないのかなという話をしていました。せっかくあのようなすばらしい施設があるのに何か工夫できないものかと思います。

そんなにすばらしいものがあるのだったらちょっと行ってみようかなと、市民のかたがわくわくするようなものがどうすればできるのか。これは自分自身の課題でもあります。あのような立派な施設があり、それを有効に活用しながら、みんなが楽しめて使えるような、そういうものを何か。市民の皆さんにこんなものがあるよということが浸透していけるように、何かいろいろなアイデアを生かしていただきたいと思います。

そもそも総合公園という、あのような立派な場所があること

を市民のかたは知っておられるのでしょうか。

スポーツ推進課長) 一定、知っておられると思います。

木村委員) その呼びかけがないとわからないのですが、少なくとも私が住んでいる地域で、例えばスポーツクラブ21がこんなことをやりますよとチラシが入っているようなことは、これまで見たことはありません。やはりその地域、地域でこんなイベントをやるよといった場合、チラシをつくってお知らせする。芦屋市でやる場合は、市で該当するところにチラシをまくなど、何か呼びかけがあれば参加する人も出てくると思います。

私の住んでいる地域だけなのかもしれませんが、チラシなどを目にしたことがありませんので呼びかけ自体が全く感じられません。何かそういうところから掘り起こしを行っていき、例えばスポーツクラブ21で、この地域ではこういう地域の運動会をやりますよとか、そういうアナウンスをしているのかなと非常に気になるところです。

先日の社会教育委員との意見交換会の場でも、スポーツをマネジメントしていくというか、そういう方たちがスポーツを推進していくのに、改善していかないといけませんねという話があったのですが、やはり基礎になる部分はそういうところかなとすごく思います。いくらホームページで出しても、普段なかなか見ませんので。自治会にお願いして回覧板でチラシを回覧するなど草の根のところから掘り起こしていくことをやったほうがいいのかと思います。

芦屋市においてスポーツの実施率が高いのは、個人的にゴルフやテニスをしている人が多いことが要因かと思いますが、行

政が頑張って実施率をさらに引き上げていくことを考えるのであれば、そういう草の根から掘り起こしていくことではないかと思えます。

スポーツ推進課長) ありがとうございます。

教 育 長) 例えば南芦屋浜のミズノスポーツプラザでは市民のかたにとっては無料で使用できるものがあるわけですし、今あるものについて情報提供し、まずは活用を図っていく。次、施設整備はその次のステップで検討していくことかもしれません。

小 石 委 員) 市の南部にはいろいろな広場や施設がありますが、もっと土地の有効活用が図れるのではないかと思っています。

例えば、著名な方が指導してくれるとなれば、その人を見に行くだけでも出向いていくかもしれませんし、それがきっかけになって何かスタートするかもしれません。思いつきの一例ですが、でも何かそういう、みんながうきうきして出向いていけるような取組がいろいろ計画されると面白いと思えます。

スポーツ推進課長) ありがとうございます。

越 野 委 員) スポーツクラブ 21 があまり知られていないのは、母体がコミスクと一緒にいるところがあり、コミスクの名前が全面に出てしまっていて、スポーツクラブ 21 の名前が陰に隠れてしまうのが一因かと思えます。コミスクの名前を出して運動会等をする際にも、スポーツクラブ 21 は共催で名前を連ねる形で、付け足しみたいになってしまっているところがあるからかなとは感じます。

それぞれのスポーツクラブ 21 は各小学校が拠点となってやっているのです、小学校でいろいろなイベントが行われていると

は思うのですが、来年3月には全体で交流フェスタを行うことになっていましたね。

スポーツ推進課長) はい。芦屋が当番市になっております。

越 野 委 員) 当番ではなくても毎年、すべてのスポーツクラブが集まって、それこそ総合公園のグラウンドを活用して何か実施できるといいのではないかと思います。

木 村 委 員) それもこの間の社会教育委員との意見交換会で出た話でして、自分の子どもが学校に通っている親は、いろいろと連携を通じてコミスクなどの情報が行き渡るので、その人たちは行けるのですが、子どもが市外の学校に通っていたり、子育てが終わった世代など芦屋の学校に通わせていない人たちはそういった情報がなかなか届きません。

ある意味、コミスクとかスポーツクラブ21が、学校でよく顔を合わせる人たちの情報交換だけで終わってしまっていて、学校外の地域住民にまで及んでいない。高齢者だけの世界の場合、余計に、その人たちに伝わらないので、そこを何か意識していくようにしてもらわないと、高齢者の参加の機会が失われていくのではないかなというのがあります。

ですから自治会と連携するなり、何かしらの情報共有が必要ですねということが、この間の社会教育委員との意見交換会で出た結論です。そのあたりに力を入れてやらないと、本当のスポーツ振興という形にはなかなか進んでいかないのかなと思います。

スポーツ推進課長) ありがとうございます。

越 野 委 員) コミスクの活動にしても、スポーツクラブ21の活動にし

でも、各コミスクでコミスク便りを作成しており、小学校にはもちろん全戸配布していると思います。また、地域に対しても、自治会長がコミスクの運営委員の場合ですと、自治会を通じて地域にも配布しているとは思いますが、届いていないですか。

木村委員) コミスク便りなど全然見たことありませんが、コミスクによっていろいろ異なるのですかね。

越野委員) コミスクによってどういう周知の仕方をしているのか、地域によって違うのかもれません。また、最近ですと自治会に入っていない方もたくさんいらっしゃるので、そういった方にはコミスク便りが回って行ってないでしょうし、そういうところへの周知は今後の課題かもしれません。

教育長) 委員の皆さんからも今、貴重な意見をいただいておりますが、他にありましたら、後日でも構いませんのでメール等で事務局までお知らせ下さい。全体的な観点の方向性については、この形で行ったらいいと思います。

小石委員) 社会教育委員はこの計画素案を特に見ていないわけですね。

スポーツ推進課長) はい、特にご覧いただいておりますが、井原委員はスポーツ推進審議会の委員にも就かれていますので知っておられます。

小石委員) これをつくるのは、そのスポーツ推進審議会なのですか。

スポーツ推進課長) はい。

小石委員) わかりました。

教育長) スポーツ推進審議会で審議され、そして教育委員会で審議をするということです。

小石委員) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第12号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、報告第13号「芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

温水プールと言いますが、夏も含めて温めず普通の水なので
すか。

スポーツ推進課長) いえ、温めています。夏も、温度は少し下げているとは思
いますが、温水になっています。

教 育 長) わかりました。

小 石 委 員) 新たに涼風広場が公園として加わるのですね。これはどこ
にありますか。

教 育 長) 現在、家を建築中の一帯がありますが、あの真ん中あたり
にできます。共同住宅の南側ですね。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第13号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、報 告 第 1 4 号 「平 成 3 0 年 度 教 育 委 員 会 関 係 補 正 予 算 について」を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

ス ポ ー ツ 推 進 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

図 書 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た 。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

図 書 館 の、平 成 3 0 年 度 で の 予 算 と は ど う い う こ と で す か 。

図 書 館 長) 3 0 年 度 に な っ て お り ま す の は、ス ケ ジ ュ ー ル と し ま し て は、今 年 度 中 に 業 者 選 定 を 行 い、契 約 締 結 と い う ス ケ ジ ュ ー ル を 予 定 し て お り ま す の で、予 算 の 措 置 が で き て い な い ま ま 契 約 締 結 は 適 正 で は な い と い う 判 断 に よ り、債 務 負 担 を さ せ て い た だ く こ と か ら、今 年 度 と さ せ て い た だ い て お り ま す 。

教 育 長) 下 の 行 の 体 育 館 も 3 1 年 度 か ら す る の で、期 間 と し て 3 1 年 度 か ら と し て い る こ と か ら す る と 体 育 館 と 図 書 館 で 整 合 が と れ な い の で は な い で す か 。

社 会 教 育 部 長) 契 約 は 4 月 1 日 契 約 で 同 じ で す が、体 育 館 は 指 定 管 理 な の で、純 粋 の 契 約 行 為 で は な く て、行 政 行 為 で あ る と い う 判 断 の 中 で こ う い う 取 り 扱 い に な り ま す 。指 定 管 理 は 行 政 処 分 と い う こ と で す 。

教 育 長) 図 書 館 の 債 務 負 担 行 為 は 3 0 年 度 か ら 要 る な ら 要 る で い い の で す が、ふ と 素 朴 に 思 い ま し た 。

管 理 部 長) そ う 思 い ま す ね 。

体 育 館 の 指 定 管 理 者 に つ い て 議 会 の 議 決 は い つ に な る の で す

か。来年3月議会ではなかったですか。

社会教育部長) この12月議会です。

管理部長) そのときに、予算の裏づけは31年度から間違いなくつけることからすると債務負担が予算の裏づけになりますね。図書館の委託業務も同じことが言えるのではないですか。

教育長) 実際お金を使うのは31年度、32年度、33年度の3年間ですよ。

社会教育部長) そうです。

教育長) 30年度は実際、何も使わないわけですよ。

図書館長) 30年度は使いませんが、契約手続自体を30年度に行うことになります。契約を30年度中に締結するに当たって、予算措置がないまま、そういう手続行為に当たるのは適正ではないだろうという判断です。

教育長) わかりました。それをもう1度確認だけお願いします。

図書館長) はい。

教育長) 表を見た時に30年度、31年度、32年度、33年度の4年間で約1億4,000万円の債務負担行為で4年度分で割ると1年間で約3,500万円というふうに見えますが、実際には3年度分で割らないといけないですね。その辺りが少し気になりました。

木村委員) 図書館の窓口の運営業務は何名ぐらいの方に、どんなことをやってもらうのですか。

図書館長) まず、窓口業務の内容としましては、窓口に関連する業務として、貸し出し、返却は元より、貸し出し券の発行や予約の受付といったことをやっていただくことを考えております。窓口

業務で限定しておりますので、調査相談や、読書相談、子ども向けのサービスであるとか、根幹的な業務については全て職員で行うことで切り分けをしたいと思っております。

人数につきましては現在平日については常時5名がカウンターに入るようにしており、繁忙となる土曜・日曜・祝日は、今の人員配置としましては土曜日が9名、日曜日が9名、祝日が8名で配置しておりますので、それとほぼ同じ人員配置で考えております。

木村委員) それは本館での話で、分室の方はどのような体制なのか。

図書館長) 分室は本館と異なり、今は、大原分室は常時3名で、打出分室は一応2名から3名です。人数が固定しないのは繁忙な曜日がある際には、人の手だてをして運営しており委託業者の人員配置の中でうまく回していただいているところです。常時、打出分室は2名、大原分室は3名となっておりますが、忙しいときは4名配置の日もあったり、3名配置の日もあったりとなります。

木村委員) 1億4,000万円は結構な金額なので、延べで言うと民間業者を使う場合、人件費は1人当たり年間400万円ぐらいですか。

管理部長) そうですね。

木村委員) そうしたら35名ぐらい雇い入れを増やすという感じになるのかなと思いますが、実際にはそこまで増えないのですね。

図書館長) 今は限度額となっておりますので。

木村委員) 限度額だから、実際はもうちょっと低いということですか

ね。

図書館長) 実際はもう少し下がる見込みです。

木村委員) 窓口業務をやる人は、図書館司書の資格などは要らないという形ですか。

図書館長) 原則は司書資格を持っている人の配置をお願いしているところですが、実際には100%かというところでもなくて、場合によっては9名中8名までが資格保持者であるとか、そういうことはありますが、ただ、その場合でも必ず図書館カウンターの経験者を配置することという条件はつけております。

管理部長) 3年間で1億4,000万円ですので、1年間では約4,800万円になりますね。

木村委員) そうか、3年ですからそのような計算になりますね。

社会教育部長) 本館と打出分室と大原分室の3館分全部ですから。

小石委員) 1年間では十数名ということになりますね。

木村委員) わかりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

<報告第14号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教育長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

<非公開審議 終了>

教 育 長) 閉会宣言